

佐世保市監査委員公表第11号

フォローアップ監査に係る措置について

随時監査（フォローアップ監査）の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年4月1日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



教育委員会事務局 分

7 教 総 第 8 0 5 号
令和 8 年 3 月 2 7 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市教育委員会
教育長 陣内 康昭



監査結果に対する措置について（通知）

令和 8 年 1 月 2 7 日付、佐世保市監査委員報告第 2 9 号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和 8 年 3 月 2 7 日
第 号

措置通知書

学校教育部 学校教育課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 契約事務</p> <p>① 佐世保市財務規則第178条（同規則第165条の規定を準用）後段ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。</p> <p>② 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していないものがあった。</p>	<p>佐世保市財務規則に対する理解や認識が不足しており、予定価格を記載した書面の作成を省略できる要件に該当しないにもかかわらず、作成を行っていませんでした。</p> <p>今回の指摘を受けて、課内におきまして、指摘事項の内容を共有するとともに、契約事務等に係る最新に更新した通知や関係文書をファイリングした簿冊で常時確認しながら、契約事務を行うようにすることで再発防止策を講じました。</p> <p>業務委託の契約事務に関する基幹要綱の認識が不足しており、昨年度の進め方のみ参考として契約事務を行ってしまい、様式2の作成を行っていませんでした。ご指摘後、様式2の作成を行い、令和8年1月13日、令和8年1月22日決裁を取り直しております。</p> <p>今回の指摘を受けて、課内におきまして、指摘事項の内容を共有するとともに、契約事務等に係る最新に更新した通知や関係文書をファイリングした簿冊で常時確認しながら、契約事務を行うようにすることで再発防止策を講じました。</p>

措置通知書

学校教育部 学校教育課

報告を受けた事項	措置状況
<p>③ 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第32条第2項で「発注課は、…再委託申請書（様式3-1）により申請させなければならない。」、同条第3項で「発注課は、…内容を審査し、やむを得ないと判断した場合はこれを承認するものとし、再委託認定書（様式3-2）により受注者へ通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、異なる様式で申請をさせ、承認通知を口頭で行っていた。</p> <p>2. 財産管理事務</p> <p>① 佐世保市教育委員会公印規則において、附属機関の名称変更に伴う規則改正が行われておらず、当該附属機関の公印及び公印備品登録が旧名称のままになっていた。</p>	<p>基幹要綱の改正（令和7年3月10日施行）により、再委託に係る手続きが変更となっていたにも関わらず、その認識ができておらず、従来の方法（業者の様式で提出させ、口頭で承認）をとっていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、課内におきまして、本件についての指摘事項の内容を共有したうえで、来年度の契約時に漏れがないよう、引継ぎ文書にも残す等の再発防止策を講じました。</p> <p>附属機関条例の改正（平成30年4月1日施行）により、附属機関の名称が変更となっていたにも関わらず、教育委員会公印規則改正の認識ができておらず、当該附属機関の公印及び公印備品登録が旧名称のままになっていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和8年2月3日に新名称の公印を購入し、公印備品登録の変更を行いました。</p> <p>また、教育委員会公印規則を改正しました（公布日：令和8年3月12日）。</p> <p>今後同様の事案が発生しないよう、引継ぎ文書にも残す等の再発防止策を講じてまいります。</p>

措置通知書

学校教育部 学校保健課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 学校給食費において、佐世保市財務規則第268条の2第1項で「令第171条の規定による督促は、納期限後20日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を20日以内に発していないものがあった。</p> <p>2. 支出事務</p> <p>① 使用料（資金前渡）において、佐世保市財務規則第110条第2項第2号で「…前渡金にあつては、その用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算をしていないものがあった。</p>	<p>令和7年度より、市民からの要望により、学校給食の提供に係る新規区分として、「飲用牛乳のみ提供」を追加しましたが、当課が利用している学校給食費管理システム（以下、「システム」と表記）では、このような部分的提供の債権管理がシステムとして未対応でありました。そのため、当該区分の管理のために、個別台帳を新たに作成し、管理運用を開始しました。</p> <p>常時喫食者における令和7年度第1期分未納者に対する督促状の発布作業（令和7年6月）に併せて、当該区分の未納者に対する督促状の発送を行うべきでしたが、当該事案が発生しました。</p> <p>新年度の給食費賦課作業という煩雑な業務期間に人事異動も重なり、個別台帳の確認作業が十分にできていなかったことが原因で、督促発布未処理が発生し、第2期分の督促発布作業中にその事態が判明しました。</p> <p>第2期以降は常時喫食者のシステムでの督促発布作業に併せて、個別台帳による債権管理状況を確認しており、督促処理を確実に実施するために、業務面ではチェックリストを作成し、複数人でのチェック体制とし、所属長決裁時には、個別台帳確認の結果を聞き取るなどの見直しを行っております。</p> <p>また、より現実性を高めるために、当該区分をシステム管理とするためのシステム改修を令和7年度中に完了し、令和8年度からはシステムによる一括管理により、督促発布も含めた債権管理を徹底いたします。</p> <p>令和7年8月21、22、25日の胃がん検診時冷房使用料と8月22日の性教育研修会冷房使用料のうち、8月22日分の精算が未済だったものです。事案の発生には、次の原因があったと考えています。</p> <p>① 今回の施設冷房使用料領収書が発行されないことについて、業務担当者から庶務担当者への共有が遅れたこと。</p> <p>② 庶務担当者が、同じ期間に開催された案件の精算を実施した際に、当該案件も精算したと思い込み、未精算の案件がなくなったと誤認してしまったこと。</p> <p>③ 管理職を含む複数人の精算モニタリングができていなかったこと。</p> <p>これらの原因を分析し、次の取組を徹底し、再発を防止いたします。</p> <p>① 精算事務フローの再確認</p> <p>② 業務担当者と庶務担当者間の精算カード（精算期限を明記した確認票）の運用</p> <p>③ 資金前渡リストを作成・掲示することで、精算期限を踏まえた、複数人による精算のモニタリングの実施</p>

措置通知書

学校教育課 学校保健課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>① 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第6条第7項で「市内業者以外の者を指名するときは、別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式1）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式1を作成せず業者選定伺いに添付していないものがあつた。</p>	<p>今回の不備は、令和7年3月10日の制度改正に伴う新ルールを課として認識することと共有することができていなかったことに起因します。</p> <p>今後は以下の通り、組織的な対応を徹底します。</p> <p>① 事務習熟度に応じた指導と周知の徹底 事務に不慣れな交流教職員が在籍している現状を踏まえ、令和8年1月28日に課内で資料「業務委託契約事務について」の共有を行いました。今後も制度の基礎から最新のルールまでの周知を定期的実施します。</p> <p>② 制度改正時の即時共有体制の構築 今後、制度改正が行われた際は、最新の変更点を課内会議やチャットツール等を用いて速やかに課内全員へ共有します。</p> <p>③ 決裁プロセスにおける確認の厳格化 決裁ラインにいる決裁者の全員は、最新の要綱に適合しているかを重点的に確認します。また、必要に応じて担当者への事前ヒアリングを実施するなど、組織として不備を見逃さない体制を構築します。</p>
<p>② 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していないものがあつた。</p>	<p>今回の不備は、令和7年3月10日の制度改正に伴う新ルールを課として認識することと共有することができていなかったことに起因します。</p> <p>今後は以下の通り、組織的な対応を徹底します。</p> <p>① 事務習熟度に応じた指導と周知の徹底 事務に不慣れな交流教職員が在籍している現状を踏まえ、令和8年1月28日に課内で資料「業務委託契約事務について」の共有を行いました。今後も制度の基礎から最新のルールまでの周知を定期的実施します。</p> <p>② 制度改正時の即時共有体制の構築 今後、制度改正が行われた際は、最新の変更点を課内会議やチャットツール等を用いて速やかに課内全員へ共有します。</p> <p>③ 決裁プロセスにおける確認の厳格化 決裁ラインにいる決裁者の全員は、最新の要綱に適合しているかを重点的に確認します。また、必要に応じて担当者への事前ヒアリングを実施するなど、組織として不備を見逃さない体制を構築します。</p>